

○松本(剛)委員 民主党は格差是正緊急措置法案というのを策定いたしました。この中には、テレマとして、おしゃつた中で共有をされているものもあります。法律改正を伴うものということです、一番上の最低賃金引き上げについてお聞きをしていただきたいといふうに思っています。

先ほども引用させていただきましたが、やはり

日本の最低賃金を引き上げるべきだ、こう経済財政諮問会議メンバーの中でもおしゃつていてる方がいる。日本では十年間で7%しか上がっていないのに、欧米では30%から50%上がっているではないか、こう御発言をされた方がいらっしゃいます。

具体的に、この最低賃金、私どもはやはり全国最低のラインといふのを一つ決めるべきではないかといふうに御提言をさせていただいているわけですから、結論としても、この最低賃金引き上げ、どういうイメージを持つておられるのか、せつかくの予算委員会の場ですから、お聞きをしたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちょっとと具体的な、今国会に提出する改正法案の中身、考え方について御説明をさせていただきます。

今国会に提出する改正法案につきましては、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮することを明確にする、「こういうことを眼目にいたしております。そして、先ほどちょっとと松本委員も触れられておりましたけれども、不払いに係る罰金額の上限、これを引き上げるということを決めております。それで、この辺の問題を明確にすると、それが非常に私たちの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによって最低賃金を上昇する方向で当然考えていくかといふことも明言をさせていただいたところでございます。

す。

最低賃金の具体的な水準をどう決めるかといふことは、これは、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになつておりますので、今回の法案が成立した暁におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿つた議論が行われて、まずは現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、」のように考えております。

○松本(剛)委員 米国の選挙でも議論になつたようだ、まあそこには政治の場でありますから、今の仕組みは私もよく理解をしております。しかし、その上である程度リードする議論をすることは可能なはずでありますし、具体的にどのようにしていくのかどうことは話をされべきだと思います。

私たち、きちんと生活をしていくために、目標としては千円という一つの数字を挙げさせていただきましたが、各地の生活をそれぞれ調べをいろいろさせていただいたようなデータを見いたしましても、まずは、先ほど50%という話もありました、30%から50%ということからしても、今の最低が六百四十円ですか、そこから八百という数字を例えれば一つは妥安にするとか、そういう考えが政治のダイナミズムとしてあつてしかるべきだとこうふうに思います。これについての御意見を、厚労大臣そして総理に言つてしまひたいと思います。

○柳澤国務大臣 私、先ほど、水準の問題としては生活保護との整合性をどうのを考慮するといふことを申し上げました。ここのことの整合性を具体的にどう考えていくかといふこと、これが非常に私たちの大きなテーマだ、このように考えております。私は、先般予算委員会でも申し上げましたけれども、これによって最低賃金を上昇する方向で当然考えていくんだといふことも明言をさせていただいたところでございます。

しかし、具体的には、従業員、公労使で考えてみると、どうぞの三者構成の審議会方式式というものを、我々の国は、他の多くの国もそうなんですが、それとも、そういうことをひとつまりましたので、その枠組みの中で我々としてはある種の指針といふようなものを示すといふようなことでこれに取り組んでまいりたい、このように考えております。

○安倍内閣総理大臣 この最低賃金法について百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円という数字が出てまいりました。大きいと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかといふことはいろいろな課題があるといふふうに思いますが、十分に可能な数字ではないかといふふうに私ども思っておりますけれども、試算があるとすれば、その辺も含めて

できれば高くなつた方がいい、このように思いますが、しかしそれは、実際の実態にそぐわなければ、かえつて中小企業にとっては経営が成り立たないどころになるんだらうと思います。ですから、これはやはり、全国一律に決めるよりも、地域で決めていく方が柔軟であつて、より現実的になるのではないか、このように私は思います。

そして、それと同時に、いわば次の段階としては、先ほど申し上げたつもりであります。試算があるということでしたから、ごらんになつたことがあるのかなど。この細かい数字は結構です、印象としてこのくらいならないける話もありました、三百から五百といふことからしても、今の最低が六百四十円ですか、そこから八百でも、八百という数字を例えれば一つは妥安にするとか、そういう考え方を政局のダイナミズムとしてあつてしかるべきだといふふうに思いますが、これについての御意見を、厚労大臣そして総理に言つてしまひたいと思います。

○松本(剛)委員 最低賃金の話ですから、やはり総理たるゆゑ、ここにある程度の金額を出すことに思われてもいいのではないかといふふうに思いました。(発言する者は)少し静かにしていただけませんか、小野寺さん。

中小企業の問題については私ども認識をしておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしませんか、柳澤大臣はお聞きをしていただけます。柳澤大臣にお聞きをしていただけます。(発言する者は)少し静かにしていただけます。柳澤大臣はお聞きをしていただけます。(発言する者は)少し静かにしていただけます。柳澤大臣はお聞きをしていただけます。

○柳澤国務大臣 これは今すぐここで持ち合わせておりますが、これは柳澤大臣にお聞きをしませんか、柳澤大臣はお聞きをしていただけます。柳澤大臣はお聞きをしていただけます。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の賃金増加額というのが、全国で百七十五億円といふふうに思いました。大きなと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかといふことはいろいろな課題があるといふふうに思いますが、十分に可能な数字ではないわけですね。それをお聞きしたかつたといふふうであります。もうよろしくですか、今のところなどといふふうであります。

○柳澤国務大臣 抽象論になるので、私が立つにあたっては、公労使三者構成の地方最低賃金審議会における、それぞれの地域の実情を踏まえた審議を経て決定される、そういう法的な枠組みになつておりますので、今回の法案が成立した暁におきまして、各都道府県の地域最低賃金審議会において、この法改正の趣旨を踏まえて、それに沿つた議論が行われて、まずは現下の雇用経済情勢を踏まえた適切な引き上げ等の措置が講じられるもの、」のように考えております。

○柳澤国務大臣 今、具体的な数字を私は持ち合わせていないわけですけれども、今、八百円と松本委員はおしゃつた中で共有をされているものもありますと、最初のレベルよりもかなり高いところに達することができると思います。しかし、その上である程度リードする議論をすることは可能なはずでありますし、具体的にどのようにしていくのかどうことは話はされるべきだと思います。

私は、田端としては千円という一つの数字を挙げさせていただきましたが、各地の生活をそれぞれ調べをいろいろさせていただいたようなデータを見いたしましたが、まずは、先ほど50%という話もありました、三百から五百といふことからしても、今の最低が六百四十円ですか、そこから八百でも、八百という数字を例えれば一つは妥安にするとか、そういう考え方を政局のダイナミズムとしてあつてしかるべきだといふふうに思いますが、これについての御意見を、厚労大臣そして総理に言つてしまひたいと思います。

○松本(剛)委員 私どもが試算をしたところ、八百円に上げた場合、従業員百人未満の中小企業の

賃金増加額というのが、全国で百七十五億円といふふうに思いました。大きなと見るか小さいと見るか、また、これを中小企業に対してどう支援をするかといふことはいろいろな課題があるといふふうに思いますが、十分に可能な数字ではないかといふふうに私ども思っておりますけれども、試算があるとすれば、その辺も含めてものとの関係で何が考えられるか、これは、我々はこれからざりざりのところを考えていかなきやいけないといふのが私どもの直面している現実だ

平成19年3月1日 衆・予算委 松本剛明議員（民主）②

○松本（剛）委員 ゼビ、何もかもアメリカ基準ではなくて、日本の生活から見て、最終的に、本当にそれが健康的でまさに文化的なではないですけれども、暮らしますには千円が一つの田安ではなうかというふうに私どもも御提言をしていますが、生活のありきりとこうことで八百とこう数字を、全国のいろいろなデータを拾つてきてお話をさせていただきましたので、ちょっとと念頭に置いていただけて、ぜひこれから議論をしていただきたいと思います。

○吉川春子君 柳澤大臣、このように、その白ダンプの運転手さんの中にはかなりの部分が労働者であると認定するような状況があるんですね。判断は非常に詳しく認定しております。

そういうような人たちが最賃以下の、生活保護基準もろん以下、最賃以下の労賃で働くを得ない。その人たちが重要な公共事業の原料を運んでいる。こういうことを考えたときに、やはりその生計費、國が決めている生計費以下で働くこれらの人たちについて、やはり最低限の生計費の基準というのをやはり保障していくといふのが、すべての国民に保障していくといふのが、これが法の精神、憲法の精神ではないでしょうか。それについての御所見を伺います。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 最低賃金制度は、言つまでもないことですが、労働者について賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、あるいは労働条件の改善を図ることに資する目的としているものでござります。

この場合の労働者は、労基法九条の労働者といふものとされてるわけでございまして、その判断は、先ほど来申し上げておりますように、個別具体的に判断するしかないと、こう仰つてござります。

したがいまして、個別具体的な判断の結果、労働者性がないということになると最低賃金法も適用されないと、こう仰つことになります。もちろん、労働者性があるということになれば、最低賃金法も適用されるわけでございますけれども、そのレベルについては、今度の私ども法改正によってその引上げを図っていくわけですが、その際の生計費的な要素の判断基準としては、生活保護の基準との整合性というものよく考えてこれを引き上げる方向で検討したいと、このように考えていくところだらうございます。

○吉川春子君 さつき国交大臣に激しく迫つまつたけれども、頑としてうちは面倒見ないよと、こういふふうにおっしゃったわけですね。そして、今度、労働者性もとと今度厚労大臣にも冷たくされますと、一体この人ははどうすればいいんだと、こういふことになるんですよ。だから、少なくとも生計費、最低限ですね、そういう基準以下で働いている人々については、この精神とくらものは及ばぬやなんないと思うんですけれども、その点については、柳澤大臣、いかがお考えでしょうか。

○國務大臣(柳澤伯夫君) 労働者性がないといふことになりますと、労基法も適用にならないし最低賃金法も適用にならないと、こういふ法の下で私ども仕事をさせていただいているといふことでありますと、それを乗り越えて何か実質的に物を考えると言わざしても、私どもなかなかそれは難しいといふことを申さざるを得ないと考えます。

○前川清成君 私は、母子家庭のお母さんたちが働いても働いても豊かになれないと、一つには最低賃金制度に問題があると思つてございます。

奈良県の最低賃金は一時間六百五十六円です。八時間働いて一日五千一百四十八円、週四十時間働いて月額十万四千九百六十円にしかなりません。フルタイムで働いて十万円少しません。これでは生活はできません。しかし、例えばされども、奈良市で三十歳のお母さん、九歳、四歳の二人の子供を持つ家庭が生活保護を受けられると、生活保護の給付額は十九万四百四十円、およそ二倍になってしまいます。

大臣、お考えになりますんでしょか。

○国務大臣（柳澤伯夫君） 生活保護は、今委員がおっしゃられるように、すぐに生活保護といふと生活保護のその費用がその生活保護世帯、対象世帯に支給されるというふうにお思いになる方、まあ実に多いんですけども、これはあくまで生活保護基準額なんですね。基準額でございます。したがいまして、常にそうですけれども、実際の収入がある場合もありまして、生活保護基準額と収入額との差額が現実に支給されると、こういう制度でございますので、その点はまず踏まえて御議論をいただく必要があるだろうと、このように思います。

それから、最低賃金額との比較でござりますけれども、これはまた今の生活保護世帯の、そういう角度からの話ではなくて、いろいろ生活の基盤があるない、それはいろいろありますけれども、そういうことを土台にして働きに出掛けていたときの最低賃金ということになりますので、それを短絡的に結び付けて御議論をされると、いうのはちょっと、いろんなケース・バイ・ケースの判断ということもありましたけれども、少し飛躍があるのでないかと、このように考えます。

○委員長（尾辻秀久君） 時間が来ております。前川清成君。はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活、憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非お認めいただいて議論していただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○委員長（尾辻秀久君） 時間が来ております。前川清成君。はい。時間が参りましたのでこれで終わりますが、健康で文化的な最低限度の生活、憲法二十五条が保障しています。これを具体化したのが生活保護なんです。最低賃金で働いたら、その健康で文化的な最低限度の生活の半分という現実を、大臣、是非お認めいただいて議論していただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○小林正夫君

もう一つ、最低賃金の話をしたいと思います。

これは、私は、これだけ非正規雇用が多くなつて、時間給で働いている人たちも自分たちの生活のための生計費、このようになつている人が非常に多いんだと思うんですね。十八歳の単身という人じゃなくて、やはりこの最低賃金は労働者とその家族の生計費、これをベースに置いて考える時代に来ているんだと思うんですよ。

これが、実は表がありますけれども、日本の最低賃金というのは、ここに書きましたけれども、大変、アメリカ、フランス、イギリスと比べて低いんです。アメリカはこれから、「日本が」100とするならば「四五」の位置まで上げようとしている。が既に決まっていますから、これを見ていただいただけでも本当に最低賃金というのが低いのが分かると思います。

そこで、総理は成長力底上げ戦略、こういう施策を打ち出していますけれども、私は、最低賃金こそ底上げしないと、働いても働いても生活保護以下にどどまってしまう。仮にですよ、仮に一時間千円として年間一千時間働いたとしても、その方の年収というのは二百万ですよ。総理は、日本の最低賃金は幾らぐらいが適当だと思ひでしょ

○内閣総理大臣（安藤善三君） 最低賃金について申し上げれば、近年、最低賃金制度が言わば生活保護と比べてもある意味セーフティーネットとしての機能を果たしていないと、こうじう観点から見直しを行ふことにいたしたわけでござります。

そしてさるに、我々としては、この成長力底上げ戦略を進めていくことによって、将来、中小企業等々においても生産性を引き上げていくという中において、当然それに倣つてこの最低賃金も上がつていくような仕組みをつくつていただきたいという中において、円卓会議をつくつて、その議論を各地域における最低賃金の審議会における議論のこれは正にベースにしていかないと、このように考へているところでございます。

○白浜一良君 特に北朝鮮以外の四か国ともしつかり連携取つて着実な前進をお願い申し上げたいと、このように思ひます。

たけれども、話題が少々ございましたけれども、グロー  
バルズムが進み過ぎて日本の雇用の実態にも大変  
ひずみができてくると、もうこれは当然でござい  
まして、そこで、この国会で先日、労働三法が改

正、閣議決定されたところ」とやじらしくまじで、「今も民主党の立場で批判的な御意見もございま」とたけれども、私はまあ「一步前進」と、時間外労働の割増し賃金も「一步前進」でござりますし、最低賃金も「一步前進」と私どもはそのよつてに受け止めてくる

わけでございまして、特に、総理もおっしゃつて  
おりましたけれども、最賃法によりますと、農民  
所得と違いますから、一番高いのは東京が時間給  
で七百十九円と、低いのが青森、沖縄、岩手です  
が、時間給で六百十円と、こうなっているわけで  
ございますが、都道府県によりましては生活保護  
のレベルよりも低いと、先ほど総理もおっしゃつ  
ていました。それじゃもうまじめに勧こうという  
意欲をなくするわけで、そういうレベルだったと  
いうことがむしろ問題であるわけで今回法改正す  
るんだということをございますが、そういう現状  
に対して総理はどのようにお考えですか。

○内閣總理大臣(安倍晋三君) 今回、私ども、最も低賃金のこの仕組みが言わば生活保護と比べても、今委員がおっしゃったように、バランスを欠いている状況になつておりますから、それをまずいち早く是正をしていかなければならぬと、こう考えているところでございます。

このため、今国会に提出をいたしました改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮することを法文上明確にしたところでござります。

今回の法案が成立した暁には、各都道府県の地方最低賃金審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿つて現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引き上げ等の措置を講ずることとしているわけでござります。

そしてさらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引き上げ方針について、政労使の合意形成

を図り、その意念を踏まえて生産性の向上に見合った引上げを実現した」と考えております。まずは、生活保護以上にしていくための改正を視野に入れて検討していく、そしてその上にさかの上に、成長力底上げ戦略を進めていく中において、生産性、中小企業も、労働者の生産性も上がりていく中において、それを考えながら、そしてこの最低賃金も上がっていくという仕組み、言わば「一括段構えの仕組みでこれは最低賃金を上げていきた」と、このよう思っております。

卷之三

シルバーリーの上へ昇り、左側の壁面に沿って右へ曲がる

あります。

あるわけでありまして、そこへいきまでは、現実的な額ということを常に我々念頭に置かなければならぬと思います。例えば、千円一律というような考え方では、私は非現実的ではなかろうかと、このようだと思つわけでございます。

○國務大臣(柳澤伯夫君) これは、やはり私どもとしてはこの法律が決められた、成立した後でまとまるたこの三者構成の審議会の議論を中心、地方ともども行つていくということをございまして、したがつて、今まで私が何か一つのレベルについてお

申し上げるといふよつたなそういう状況にはない」とを是非御理解賜りたいと思ひます。

○白浜一良君 それで繪理に聞きたいんですけど、当然働いている側から見れば、もうそれは給与は高いにこしたことないです、それは当たり前にありますし、もううている企業は当然結果を出さない

に給与として還元すべきだと、これもまた当たり前の話なんですねけれども。

一応、千円にどうお話をいたしますが、これ  
今のレベルから見れば、東京で比べて四割以上と  
青森とか沖縄のレベルから見ると大割以上なんですね。これが高いか低いかといろいろ議論はある

の論評見ますと、理想論過ぎるのではないかと  
こうじょうふうに書いてござります。それから朝日新聞の社説には、雇用するのは、もうかつて  
大企業はいいですが、大半の雇用は中小企業なら  
で、中小企業の皆さんの反発を招くのではないかと

○内閣総理大臣(安倍晋三君)の最低賃金制度を決めていくことは、正に労働者の皆さんのが最低限の給与を確保して生活が維持できるようにしていくためであります。しかし、そこで

○福島みづほ君

次に、最低賃金法案についてお聞きをいたしました。今、年収三百万円以下の割合、世帯が四割といふ事態になつております。今回、今国会で最低賃金法の改正が審議をされますが、十分具体的実効性のあるものとして機能するものかどうかというふうに疑問を感じます。中央の審議会で一定の目安を提示し、それに基づき地方の審議会が議論するとしていますけれども、もっと全国的に引き上げるプロセスを策定できないか。これは野党も、それから連合も全労連も、例えどんな人もどこで働いても最低時給千円以上というふうなべきだとこう主張では一致しております。

もう少し最低賃金、外國に比べて日本は低いですから、これを上げるといつていいかが

でしょうか。

○國務大臣（柳澤伯夫君） 今、福島委員の方から全國一律に時給千円という最低賃金を設定したらどうかと、こういうお話をございますけれども、これはやっぱり現実の経済を考えて私ども取り組ませていただきざるを得ないとこうことで、そういう観点からすると、これは總理も度々予算委員会でも申し上げておりますけれども、いかにもそれは非現実的であるといふことでござります。

私もが今回考えておりますのは、今もう委員

がおっしゃられたとおり、法律が制定されました場合には中央最低賃金審議会から引上げ額の目安を提示する、こうじうことを考えております。そして、各都道府県の地方最低賃金審議会において、この目安を参考にしつつ、また地域の実情等も踏まえた上で審議が行われ、その結果として現

下の雇用経済情勢を踏まえた適切なそれぞれの地方の賃上げが行われると、こうじうことを想定しているわけでござります。

そして、その引上げの場合に、今考えておりますのは、生活保護との整合性も考慮するところとを賃金の、最低賃金の生計算の部分について考えておりまして、このことを明確にすることを法律の上で明らかにしておりますが、そうじうことを先ほど言った目安を提示するときには十分勘案して私どもとしてはこの引上げを実現したいと、このように考えてくることになります。

○福島みづほ君 地方や中小企業に關しては、私は経過規定を設けるというのでも構わないと思いまます。なぜ中小企業が厳しいと言われるかといえ

ば、例えば大企業から下請で下りてくる際にダンピングが行われたり、コスト削減で厳しくたかれるという現状が確かにあります。しかし、それはむしろ公契約法や公契約条例といった形で中小企業における労働条件も保護するというようなことを厚生労働省としては是非やつていただきたい。そういうことを、中小企業自身を応援することができ、どこで働いても時給千円以上、一千時間働いても年収二百万円なわけですね。ですからどこで働いても時給千円以上は保障していくと、それに向かつて厚生労働省は努力をしていただきたいとうことを強く申し上げたいというふうに思いました。

○岡崎トミ子君

私たち民主党は、格差是正のため、通常の労働者とパート労働者の均等待遇、長時間労働の是正、中小企業への支援の充実を図ることも、最低賃金を少なくともフルタイムで働きは十分に生活できるレベルまで引き上げる必要があると考えます。

この点について、政府提出の最低賃金法改正案では、地域別最低賃金の「労働者の生計費」を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとなっていますが、生活保護に係る施策とは何を指し、最低賃金はそれをどの程度超える額に設定し、その結果として幾つの都道府県で何円程度最低賃金が上がるのか、総理大臣に明確な答弁を求めます。

最低賃金法の改正についてのお尋ねがあります。今国会に提出をした最低賃金法の改正法案においては、地域別最低賃金について、生活保護に係る施策との整合性に配慮することを法文上明確にしているところであります。この生活保護に係る施策とは、国民に最低限度の生活を保障することを目的とする生活保護法に基づいて行われる施策であります。

また、地域別最低賃金の水準については、地方最低賃金審議会における審議を経て決定されるものであり、現段階で具体的な金額に言及することは適当ではありません。いずれにせよ、今回の法案が成立した際には、各都道府県の審議会において法改正の趣旨に沿った議論が行われ、その結果に沿って、現下の雇用経済状況を踏まえた適切な引上げ等の措置を講ずることとしております。

さらに、それに加え、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、生産性の向上を考慮した最低賃金の中長期的な引上げ方針について政労使の合意形成を図り、その合意を踏まえ、生産性の向上に見合った引上げを実現したいと考えております。

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

○辻泰弘君

それからもう一点、最低賃金についても余計なことを言つてはいるわけじゃない。不用意に最低賃金を引き上げることは、労働者に失業をもたらし生活をかえつて困窮させることにつながるとかうよつたことまで言つてはいるわけですね。そしてまだ、そもそも労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考え方には誤っていると、そこまで明言しておつて、じゃ、どうやつたら労働者の保護が図られるというふうに考えるのかということがよく分からぬままで、その部分だけ押してきてはいるという、学者が作られたとしては非常にへんぱな論理だと思いますけれども。いずれにいたしましても、安倍総理も最低賃金について引上げを実現していくだと、このようにおっしゃつてはいる中において、この部分にも、やはり政府の今は取組姿勢と全く背離する考え方になつてゐるんじゃないかと思つんですけれども、この点については大臣、どうお考えですか。

○国務大臣(細川博夫君) 私どもといだしましては、今回、最低賃金の要素である生計費の問題にしまして、生活保護との整合性を考慮するというのをこの新しい改正法案で御提案させていただいておるところでござります。  
それから、私どもの方だけではなくて、成長力底上げ戦略推進円卓会議におきましても、中長期的な引上げ方針となるものを念頭に生産性の向上を考慮した仕組みの中で政労使の合意形成を図つてはいこうと、いうような動きも現にあるわけになりますし、したがいまして、中長期的にも日本の最低賃金を引き上げてはこうとう方向については、内閣の全体の考え方の下で、そういうもののをしっかりと受け止められるような環境整備も政策的に努力をするところと相まってこの方向を進んでいけるべし、というふうに考えてはいるわけでござります。

そういう中で、それはまあこの言い方そのものが何か経済論的に誤りかと言われば、それはこのとおりのことが起こればそうだろうと、こういうことになりますんですが、政府全体が、先ほども言つたように、そういう方向、最低賃金を引き上げようという方向で、その環境整備をはやつとしていくかといふ政策的な検討をしてはいるがなかなかに、分かり切つたことは言い矣、そういう努力を全くしないことを、あるいはその効果が上がらないことを前提にした議論をするところでも適切を欠くなと、こういうふうに思つております。

○櫻井充君 もういいです。

大臣、こんなやり方でいいんですか。つまり、いろんな場面でいろんな議論をするのはいいんだという多分答弁になるのかもしれません、こんなことやつていて本当にいいんですか。つまり、厚生労働省の中には、厚生労働省の中できちんと労働政策審議会というのがあって、そこでいろんな代表者が出て議論をしているんでしょ。これはちゃんと代表者を集めて議論しているんでしょ。何でこんなものまでやらせなきゃいけないんですか。こんな税金の無駄遣いですよ、僕から言わせれば。そういうことをまずやめさせることから始めないとどうしようもないんじゃないですか。厚生労働大臣として、厚生労働大臣としてどう思われますか、こうじうことですか。

○國務大臣（鶴澤伯夫君） 規制改革というものが、私の記憶するところでは、日本の経済がバルが崩壊して非常に不況になったときに、財政も相当傷んでいましたので、これ以上、財政政策で財政の出動を期待するということができなくなつた。そのときに、規制、当時は緩和と言つております。したけれども、規制緩和ということでもって供給側の対策をすることによって日本経済をもつと正常に戻していくところが企図されました。

当時、行政改革の一環という位置付けもあつたんですね。むしろそういうことで、規制改革とどうのは経済政策として位置付けられるというようなことが行われました。それがずっとここ十一年以上にわたつて非常に、依然として同じようなトーンで追求をされていくと、こういうことになります。

そういうことと、規制改革というのについては依然として大きな日本の経済政策的な側面から効果が期待されるとどうことで推進をされていくということですが、それはどういうシーンでもうつてやられているかとどうと、今るる内閣府から説明がありましたように、規制改革会議といふことで行われているということになります。それが、最低賃金というようなことにつけ、これがも規制といえば規制かもしれないけれども、容喙をするとどうことはちよりとどういうことかしらんと、私も若干のあかりの気持ちもありますけれども、とにかくそういう位置付けの下で何か発言をしたとこうことです。

もとより、それは、そういうことを意見として言うということですから、意見を封じるわけにはいかないということと、私どもそういうことの発表があつたということを事実として受け止めざるを得ないわけですが、午前中の審議でも申し上げましたように、その最低賃金については私ども、現に最低賃金法の改正案を国会に提出をいたしておりますし、また、中長期的には、内閣そのものに置かれている底上げ戦略の方でも中長期的にこれを引上げの方向で考え、そしてそれを現実に受け止め、実現できるように生産性を向上していきます。この観点からいろいろな政策が議論されていくと。

そういうようなどきに、分かり切つた経済論を、何か最低賃金を上げれば、それを賄えない企業はつぶれて雇用が維持できなくなるという、まるで、何と申しますか、何とも言い難い当たり前のことを何でこの機に言わなきゃならないかということを考えまして、私は誠に不適切な意見表明であるということを申し上げた次第です。